

摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免措置実施要領

1. 目的

神戸港の振興対策として、港湾貨物輸送コストの低減を図り、もって神戸港の競争力の強化に繋げるため、神戸市港湾施設条例第 17 条第 3 号に基づく摩耶大橋及び港湾幹線道路使用料の減免措置の実施にあたり、必要な事項を定める。

2. 減免対象者

- (1) 下記の要件をすべて満たす事業者で、神戸市長が認める者
神戸港において、港湾関連事業を営んでいること
事業者又は事業者が所管する事業所の所在地が神戸市内にあること
- (2) その他、神戸市長が特に認める事業者

3. 減免内容

対象車両	事業者が保有する港湾事業の用に供している自動車（トレーラーシャーシを除く）で、平成 23 年 7 月現在自動車検査登録済みの車両（平成 23 年 8 月 1 日以降に新規登録した車両は対象外とする。）
有効期限	平成 24 年 7 月 31 日まで
対象区間	摩耶大橋又は港湾幹線道路（但し、いずれの区間も 1 回の通行で使用できる減免通行券は 1 枚のみとし、港湾幹線道路の 2 区間通行で減免通行券を使用する場合は、減免通行券 1 枚に現金 100 円又は回数券 1 枚を追加して支払わなければならない。）
交付枚数	対象車両 1 台あたり事業用車両は年間 550 枚、自家用車両は年間 150 枚とする。（事業用車両と自家用車両の区分は、自動車検査証の記載による。）

4. 減免申請及び交付手続き

【申請方法】 減免を希望する事業者（事業所単位でも可）が『摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免申請書』に下記必要書類を添えて、神戸港管理事務所 管理課へ持参又は郵送の方法により提出する。

【申請に必要な書類】 摩耶大橋・港湾幹線道路使用料減免申請書 3 通（うち 2 通は写し可）
自動車検査証（写し）1 部（有効期間の満了していないもの）
（新規事業者のみ）法人登記簿謄本（3 ヶ月以内のもの）1 部
（郵送による申請の場合のみ）返送用封筒及び 80 円切手

【受付期間・交付日】

	受付期間（いずれも必着）	交付可能日
第 1 次受付	7 月 15 日～20 日	7 月 25 日以降
第 2 次受付	7 月 25 日～7 月 29 日	8 月 8 日以降
8 月以降毎月	毎月 1～15 日	概ね 25 日以降

但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

【受付場所】 神戸市みなと総局 神戸港管理事務所 管理課（304-2501）
ポートアイランドビル 8 階

ただし、第 1 次受付は同ビル 10 階会議室にて受付
〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 - 1 ポートアイランドビル 8 階
神戸市みなと総局 神戸港管理事務所 管理課 宛

【交付方法】 申請受付後、受付押印済みの申請書と引き換えに、神戸港管理事務所 管理課（ポートアイランドビル 8F）にて減免通行券を交付する。
ただし、7 月 25 日（月）及び 26 日（火）は同ビル 10 階会議室にて交付

5. その他

減免申請や減免通行券の使用にあたり、不正があった場合は、神戸市港湾施設条例の規定に基づく過料を徴収するとともに、以降の減免措置を取り消す。

この減免措置の施行に関し必要な事項は、みなと総局長が定める。